

営業時間短縮の要請の延長に伴う補正予算について

- 特別区内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の事業者等に対して、9月1日から9月15日まで営業時間短縮の要請を延長することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給します。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき9月1日に専決処分を行います。
- なお、これに要する財源は、「感染拡大防止協力金」の現時点での執行状況を踏まえた不用額の減額により、対応します。

【補正予算の規模】

| 区 分 | 今回補正 | 既定予算 | 計 |
|------|------|---------|---------|
| | 億円 | 億円 | 億円 |
| 一般会計 | △211 | 8兆6,951 | 8兆6,740 |

【補正予算の内訳】

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|-----------|------|--------------------|------|
| | 億円 | | 億円 |
| 財政調整基金繰入金 | △211 | 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 | 64 |
| | | 感染拡大防止協力金 | △275 |
| 計 | △211 | 計 | △211 |

(注)各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

【補正事項】

○ 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給 64億円
【産業労働局】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、特別区内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の事業者等に対して、9月1日から9月15日まで営業時間短縮の要請を延長することに伴い、全面的に協力頂き、かつ感染防止のガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する中小事業者等を対象とした「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」（一律15万円）を支給